２０２２年６月２９日改定

定　　款

浅 香 工 業 株 式 会 社

堺市堺区海山町２丁１１７番地

浅 香 工 業 株 式 会 社 定 款

第 1 章　総　　則

（ 商号 ）

第 1 条　当会社の商号は、浅香工業株式会社と称し、英文では
ＡＳＡＫＡ　ＩＮＤＵＳＴＲＩＡＬ　ＣＯ．，ＬＴＤ．と表示する。

（ 目的 ）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1．ショベル、スコップ、ツルハシ、ハンマ、農具、土工具、園芸用具、除雪用具、金物および木製品類の製造、販売ならびに輸出入
2．農業用・土工用・園芸用・除雪用機器の開発、設計、製造、据付け、販売ならびに輸出入
3．キャンプ用品、防災用品、水道用品の販売ならびに輸出入
4．家庭用日用雑貨、健康機器および祭祀用具の販売ならびに輸出入
5．物流システム用機器、器材、装置の設計、製造、販売、据付けならびに輸出入
6．ファイリングシステム等事務用、立体自動倉庫等一般産業用および荷物自動選別機等特殊産業用機器、器材、装置の開発、設計、製造、据付け、販売ならびに輸出入
7．建設用機器、器材、装置の開発、設計、製造、据付け、販売ならびに輸出入
8．運搬・保管・荷役・荷造り・包装用機器、器材、装置の開発、設計、製造、据付け、販売ならびに輸出入
9．建築ならびに構造物の設計、施工
10. 店舗内装、店舗レイアウトの企画、設計、施工
11. 陳列ケース、陳列装飾金具、陳列家具等店舗設備機器の企画、設計、製造、販売
12. 不動産および機械器具の賃貸ならびに売買業
13. 前各号に附帯する一切の事業

（ 所在地 ）

第 3 条　当会社は本店を堺市堺区に置く。

（ 機関 ）

第 4 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

（ 公告方法 ）

第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市内において発行する産経新聞に掲載する。

第２章　株　　式

（ 発行可能株式総数および単元株式数 ）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、４００万株とする。

２．当会社の単元株式数は、１００株とする。

（ 自己の株式の取得 ）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（ 単元未満株式についての権利の制限 ）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（ 株主名簿管理人 ）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

（ 株式取扱規則 ）

第１０条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章　株 主 総 会

（ 招集 ）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

（ 定時株主総会の基準日 ）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（ 招集者および議長 ）

第１３条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほか取締役社長が招集しその議長になる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

（ 電子提供措置等 ）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（ 決議の方法 ）

第１５条　株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれをおこなう。

（ 議決権の代理行使 ）

第１６条　株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主１名を代理人として議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 ４ 章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

（ 取締役の員数 ）

第１７条　当会社の取締役（ 監査等委員である取締役を除く。）は、１２名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（ 取締役の選任 ）

第１８条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

３．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

（ 代表取締役の選定 ）

第１９条　取締役会の決議により、当会社を代表する取締役として取締役社長１名を選定し、ほかに当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

（ 役付取締役の選定 ）

第２０条　取締役会の決議により、取締役のなかから取締役会長１名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（ 取締役の分掌 ）

第２１条　取締役社長は、取締役会を掌る。取締役社長事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順位による他の取締役がこれを掌る。

２．取締役社長は取締役会の決議に従い当会社の業務を執行し、これを統轄する。

専務取締役、常務取締役および他の取締役は、取締役社長を補佐して当会社の日常業務を処理し、取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順位による他の取締役がこれを代行する。

（ 取締役の任期 ）

第２２条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

４．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

（ 取締役の報酬等 ）

第２３条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上

の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（ 取締役会の招集権者および議長 ）

第２４条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役社長がこれを招集し議長となる。

２．取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順位による他の取締役がこれを代行する。

（ 取締役会の招集通知 ）

第２５条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（ 監査等委員会の招集通知 ）

第２６条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（ 取締役会の決議の省略 ）

第２７条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（ 重要な業務執行の決定の取締役への委任 ）

第２８条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（ 取締役会規則 ）

第２９条　取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

（ 監査等委員会規則 ）

第３０条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（ 取締役の責任免除 ）

第３１条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（ 顧問および相談役 ）

第３２条　当会社は取締役会の決議により、顧問および相談役を置くことができる。

第 5 章　会計監査人

（ 会計監査人の選任 ）

第３３条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（ 会計監査人の任期 ）

第３４条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（ 会計監査人の報酬等 ）

第３５条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（ 会計監査人の責任限定契約 ）

第３６条　　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章　　計　　算

（ 事業年度 ）

第３７条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（ 期末配当および基準日 ）

第３８条　　当会社は、毎年３月３１日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、配当金として剰余金の配当をおこなう。

（ 中間配当および基準日 ）

第３９条　　当会社は、毎年９月３０日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をおこなうことができる。

（ 配当金等の除斥期間 ）

第４０条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。ただし、未払の期末配当金および中間配当金については、利息をつけない。

附　則

（ 監査役の責任免除に関する経過措置 ）

第 １ 条　当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（ 株主総会資料の電子提供に関する経過措置 ）

第 ２ 条　現行定款第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第１４条（電子提供措置等）の新設は、２０２２年９月１日から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、２０２２年９月１日から６カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

３．本条の規定は、２０２２年９月１日から６カ月を経過した日または前項の株主総会の日から３カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。